

会議録・令和6年3月5日第1回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和6年3月1日

2. 招集の場所 明和町議会議場

3. 開 会 3月5日 午前9時00分 議長宣告

4. 応招議員 14名

1番 宇田 雅行

2番 中井 啓悟

3番 田邊 ひとみ

5番 新開 晶子

6番 江 京子

7番 北岡 泰

8番 辻井 成人

9番 山本 章

10番 瀬田 萌

11番 高橋 浩司

12番 綿民 和子

13番 下井 清史

14番 松本 忍

15番 奥山 幸洋

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

14名

7. 欠席議員

なし

8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 松井 友吾

議会書記 肥留間 晴美 田所 和幸

9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

副町長 下村 由美子 教育長 下村 良次

総務防災課長 朝倉 正浩 まちづくり戦略課長 森下 純

税務課長 西尾 仁志 生活環境課長 丹合 信隆

住民ほけん課長 日置 加奈子 健康あゆみ課長 青木 大輔

会計管理者（兼）会計課長	西村正樹	産業振興課長	坂口昇
建設課長	西尾直伸	上下水道課長	肥留間誠
斎宮跡・文化観光課長	稲浦満	教育課長	菅野亮
こども課長	家城和司	小中学校区編制推進室長	中瀬基司

10. 會議錄署名議員

1 4 番 松 本 忍 1 番 宇 田 雅 行

1 1. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 7 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について

令和 5 年度明和町一般会計補正予算（第 8 号）

日程第 8 議員提出議案第 1 号 明和町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

日程第 9 議員提出議案第 2 号 明和町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定

日程第10 議案第2号 行政組織変更に伴う関係条例を整理する条例の制定

日程第11 議案第3号 明和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第4号 明和町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第5号 明和町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

- 日程第14 議案第6号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第7号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第8号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第9号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第10号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第11号 明和町幼稚園条例を廃止する条例
- 日程第20 議案第12号 明和町指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第13号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第14号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更について
- 日程第23 議案第15号 令和5年度明和町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第24 議案第16号 令和5年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第17号 令和5年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 日程第26 議案第18号 令和5年度明和町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第19号 令和5年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第20号 令和5年度明和町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（奥山 幸洋） お願いいたします。

2月7日に逝去されました世古口哲哉町長に心からの哀悼の意を込めまして、
1分間の黙禱を行います。

黙禱。

（黙 禱）

○議長（奥山 幸洋） 黙禱を終わります。ご着席ください。

（午前 9 時 00分）

◎開会の宣告

○議長（奥山 幸洋） それでは、本会議を始めます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに今から令和6年第1回明和町議会定例会を開会します。

直ちに本会議を開きます。

議事整理のため、暫時休憩をいたします。

（午前 9 時 01分）

（午前 9 時 09分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願いします。

なお、本日は、念のため電子採決システム施工業者を傍聴席に待機させていた
ただいておりますので、ご承知おきください。

また、新聞社等より写真撮影の申出がございましたので、ご承知おきくだ
さい。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（奥山 幸洋） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議
規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

14番 松 本 忍 議員

1 番 宇 田 雅 行 議員

の両名を指名します。

◎会期の決定について

○議長（奥山 幸洋） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月15日までの11日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（奥山 幸洋） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出いただいております11月、12月、1月分の例月検査結果報告書、令和5年度定期監査結果報告書の写しと一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、請願を2件受理しております。

この取扱いにつきましては、3月1日に開催いたしました議会運営委員会にお諮りし、全員協議会でも報告させていただきましたように、教育厚生常任委員会にて、請願第1号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める請願、請願第2号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書の提出を求める請願をそれぞれ付託し、審議いただくことにしております。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（奥山 幸洋） 日程第4 「行政報告」を行います。

副町長。

（副町長 下村由美子 登壇）

○副町長（下村 由美子） おはようございます。

本日、ここに令和6年第1回明和町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中、本定例会にご出席を賜り、誠

にあります。

さて、2月7日に亡くなられた世古口哲哉町長には改めて哀悼の意を表するとともに、皆様のご支援の下、これまでの故人の業績に対して深甚の敬意を表します。

本年元日に発生しました能登半島地震では、貴い人命のほか、建物やライフラインの被害も甚大であり、いまだ避難生活を強いられている皆様も見えます。改めてお見舞いを申し上げるとともに、町としてもこれまでの複数回にわたる職員派遣を今後も継続して行い、微力ではありますが被災地復興につなげていきたいと考えております。

本定例会の会期については、本日から11日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼申し上げます。

本定例会は、令和5年度を締めくくるとともに、新年度予算のご審議を賜る議会でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

そして、この3月11日には東日本大震災から13年が経過します。マグニチュード8から9クラスの南海トラフ地震が今後40年以内に発生する確率は90%程度とされており、いつ発生してもおかしくない状況にあり、能登半島地震の状況などを踏まえて、大切な命を守り、被害を少しでも抑えるためには、自助、共助、公助それぞれが災害対応力を高め、連携することの重要性が改めて再認識されています。

町といたしましては、引き続き防災・減災の取組を進め、町民の皆様にとって安全で安心な暮らしやすい町の実現に向けて努めてまいります。

さて、令和6年度の政府の予算案は、歴史的転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れをつかみ取る予算として、経済、社会、外交・安全保障、能登半島地震への対応、歳出の効率化をポイントとしています。

当町におきましては、厳しい財政状況が続く中ではありますが、一般会計の予算総額は130億9,800万円、特別会計、公営企業会計を含めた総額は223億

7,706万7,000円の当初予算を編成いたしました。

なお、新年度予算の詳細な内容につきましては、本定例会で詳しくご説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、昨年12月の定例会以降、本定例会までの主な動きにつきまして、簡略にご報告をさせていただきます。

昨年12月31日の大みそか、明和観光商社により平安時代の大みそかに宮中で行われていた行事、追儺にちなんで斎宮大儺と百鬼夜行が行われました。イベントでは、行く年の厄を祓って新年に福を呼び込もうと、参加者が鬼に扮し斎宮地内を練り歩きました。この日は中国からの観光客も参加され、明和町に親しんでいただきました。

1月1日、初日の出を迎える会が大淀海岸で行われ、初日の出を一目見ようと大勢の方が訪れました。この催しは、明和町観光協会が企画し開催されているもので、今年は新たな試みとしてキッチンカーが出店され、甘酒やぜんざいが販売されました。明和太鼓の皆さんによる太鼓演奏も披露され、イベントを盛り上げていただきました。今年は天候にも恵まれ、大淀海岸から富士山を見ることができました。美しい初日の光に照らされながら、訪れた人たちは家族や友人などと新年の幕開けを祝っていました。

1月7日、Dreamオーシャン総合体育館で明和町二十歳の集いを開催いたしました。今年度、明和町で二十歳を迎えた方は228名で、そのうち式典には185名が出席され、仲間や恩師との再会を喜ぶ姿が見られました。また、二十歳の集い代表の言葉では、喜多駿斗さんが、家族や恩師・仲間への感謝の気持ちや二十歳の決意を述べられました。二十歳を迎えられた皆さんには、この節目を機に夢や目標に向かってこれからも頑張っていきたいと思います。

元旦に発生した能登半島地震の復興支援のため、三重県の対口支援先となっている石川県輪島市に町職員を派遣しました。1月11日から5日間は、主に避難所運営支援として税務課住民税係長の大西由晃、2月12日から5日間は、主に避難所運営支援として総務防災課消防係長の高山哲、2月28日から5日間は、

主に保健師業務支援として、健康あゆみ課の東谷真希の3名を派遣しました。今後も順次職員を派遣する予定となっており、被災地の1日も早い復興を目指していきます。また、被災地支援から戻った職員は報告会を行い、明和町で災害が発生した場合に役立てられるよう情報を共有しております。

1月14日、明和町消防団出初式が行われ、団員55名や行政関係者が出席しました。式では、長年団活動に尽力されてきた団員が表彰されました。

団員の皆様におかれましては、今後も消防精神にのっとり、高い士気を持って活動に励んでいただきたいと思います。

1月17日、医師不足や診療科の偏りなど地域課題について、済生会明和病院の冨本秀和病院長と世古口明和町長、三重大学医学部の学生で明和町出身の谷口空さんと意見交換会を行いました。意見交換では、地域医療の現状や課題、患者さんをサポートするために地域社会と協力することが大切であるなどと話されました。

明和町では、今後も病院、医師、学生と交流を図り、地域医療の改善に取り組んでいきます。

1月29日、地域の労働力が著しく不足すると予測される2040年問題に向け、明和町はデジタルを活用し住民サービスの向上を図ることを目的とした職員研修を行い、明和町の課長級と係長が参加しました。研修では、今後増え続ける業務や住民ニーズを少ない職員で対応するにはデジタル技術を活用することが不可欠であることを学んだり、2040年の理想状態を実現するための現状の課題を洗い出しました。

明和町では、今後、デジタルを活用し住民の皆さんが住みやすいと実感できるまちづくりを目指していきます。

2月4日、最先端のデジタル技術を体験できるイベント、デジタルめいわフェスを行いました。明和町では、持続可能な観光地域づくりの一環として、最先端デジタル技術を活用して全世界の人に明和町の魅力を発信するめいわデジタル観光プロジェクトに取り組んでいます。

イベントでは、プログラミング体験やメタバース体験、ドローンの操縦体験などを実施し、多くの親子連れでにぎわいました。地域の方々には、このような体験を通して、デジタルを活用した明和町の取組について理解を深めていただけたかと思います。

2月6日、多気町、大台町、明和町、度会町、紀北町と企業などが連携し地域活性化を目指す美村プロジェクトの取組として、スマートフォンアプリ美村パスポートやヘルスケアアプリの運用を開始しました。

美村パスポートは、デジタル地域通貨美村P A Yで決済したり、ヘルスケアアプリはイベントに参加すると健康ポイントがたまる仕組みになっています。また、ヘルスケアアプリには、日々の健康管理をしたりオンラインで健康相談を受けられるなどの機能も盛り込まれています。このアプリが普及することで、地域活性化につながることを期待しております。

2月7日、交通事故により世古口哲哉町長が逝去されました。世古口町長は、平成30年12月から第18代明和町長を務められ、『笑顔が輝く「住みたい」「住み続けたい」明和の実現』を旗印に様々な施策に積極的に取り組まれ、町の発展に尽力されました。

「つながり」「育み」「安心」「創造」を施策の柱として掲げ、堅実な財政健全化に取り組みつつ、子ども食堂の開設、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の創設、小学校区編制、デマンド型交通の導入、道路防災事業の着手、一般社団法人明和観光商社の設立、新型コロナウイルス感染症対策による商品券の発行、デジタル化の推進など、明和町民や明和町のことを常に考え、次世代を見据えた町政運営を行ってきました。

世古口町長の多大な功績をしのぶとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。

2月18日、第17回美し国三重市町対抗駅伝が開催されました。明和町チームの選手たちは懸命な走りを見せていただき、たすきを途切れることなくつなぐれ、町の部10位、総合21位でゴールされました。また、前回の大会よりタイム

の上げ幅が増進したため、敢闘賞を受賞されました。

改めて、健闘していただいた選手の皆様や関係者の皆様、そして沿道で応援していただいた多くの町民の皆様にお礼を申し上げます。

諸報告につきましては以上でございますが、本定例会には、人事案件の諮問が2件、承認が1件、条例の制定が1件、条例の一部改正が15件、条例の廃止が1件、その他の変更が2件、令和5年度一般会計補正予算ほか4つの特別会計補正予算と下水道事業会計補正予算、令和6年度一般会計予算ほか5つの特別会計予算と2つの公営企業会計予算の議案を提案させていただくこととしています。

町では「つながり」「育み」「安心」「創造」の施策を柱とした明和町第6次総合計画に基づき、町民の皆様からいつまでも「住み続けたい」と思っているだけの郷土愛が育める町、町外県外の皆様からは「住みたい」「訪れたい」と思っているだけの町、興味を持っていただける魅力ある町の実現に向けて、引き続き町を挙げて取り組んでいくことを申し上げ、行政報告といたします。

○議長（奥山 幸洋） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎諮問第1号・2号の上程～同意

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

日程第5 諮問第1号及び日程第6 諮問第2号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま一括上程されました諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、その提案理由を申し上げます。

まず、諮問第1号につきましては、現在、人権擁護委員としてご活躍中の間宮高史氏が任期満了となりますが、引き続いて候補者として推薦いたしたく、ここに人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の答申をお願いするものでございます。

間宮氏は、令和3年7月1日から2期目の3年間人権擁護委員を務められていて、人権問題に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、人権擁護委員として適任者でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、諮問第2号の説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍中の浅尾健氏が任期満了となりますが、引き続いて候補者として推薦いたしたく、ここに人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の答申をお願いするものでございます。

浅尾氏は、令和3年7月1日から2期目の3年間人権擁護委員を務められていて、人権問題に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、人権擁護委員として適任者でありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

この件は、先日の全員協議会でご協議いただいたところですので、お手元にお配りしました内容で答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号及び諮問第2号は、お手元にお配りしました答申書のとおりに答申することに決定しました。

◎承認第1号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第7 承認第1号 専決処分した事件の承認について 令和5年度明和町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました承認第1号 専決処分した事件の承認について 令和5年度明和町一般会計補正予算（第8号）につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和6年2月19日に、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度明和町一般会計補正予算（第8号）を専決処分させていただいたもので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分させていただいた令和5年度明和町一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算に2,370万円を追加するもので、歳出は、令和6年3月19日告示、同24日執行の明和町長選挙に係る経費で、歳入は基金繰入金でございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） それでは、7ページ、8ページ、サムネイル9、10をご覧くださいと思います。

まず、2款・総務費、4項・選挙費、3目・町長選挙費で2,370万円の追加でございます。1節・報酬で、各種委員報酬や会計年度任用職員報酬など170万4,000円を計上しております。3節・職員手当等で、時間外手当など702万7,000円、7節・報償費でポスター掲示場設置謝礼などとして2万2,000円、8節・旅費で委員の費用弁償など8万2,000円、10節・需要費で316万9,000円。内訳といたしまして、消耗品で90万円、燃料費で1万4,000円、食糧費で25万2,000円、印刷製本費で200万3,000円を計上しております。

11節・役務費で、郵送料や選挙公報の折り込み手数料など94万1,000円を、12節・委託料でポスター掲示場設置管理撤去委託や計数機調整委託など268万円を計上しております。13節・使用料及び賃借料で、投票所の借上げ料など12万8,000円、18節・負担金補助及び交付金で選挙運動公費負担金として794万7,000円を計上しております。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑される方はございませんか。

すみません、歳入の説明をお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 失礼いたします。

5ページ、6ページ、サムネイル7、8をご覧ください。

19款・繰入金、2項・基金繰入金、6目・財政調整基金繰入金、1節・財政調整基金繰入金に2,370万円を計上しております。これは、財政調整基金からの繰入れでございます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで承認第1号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分した事件の承認について 令和5年度明和町一般会計補正予算（第8号）の採決を行います。

承認第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、承認第1号 専決処分した事件の承認については承認することに決定しました。

◎議員提出議案第1号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第8 議員提出議案第1号 明和町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の説明を求めます。

北岡議員。

○7番（北岡 泰） ただいま上程されました議員提出議案第1号 明和町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

令和４年12月10日に成立をいたしました地方自治法の一部を改正する法律により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされました。このことにより、当該明和町議会議員政治倫理条例の第２条第３号を改正するものでございます。

また、同条第５号においては、字句の訂正でございます。

次に、第２条に、町の主催行事の機会に、行事のＰＲよりも殊さら自己をＰＲすることに主眼を置いて氏名等の普及宣伝することがないように、第６号を新たに追加するものでございます。

よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議員提出議案第１号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議員提出議案第１号 明和町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決しました。

◎議員提出議案第1号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第9 議員提出議案第2号 明和町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定を議題とします。

提出者の説明を求めます。

北岡議員。

○7番（北岡 泰） ただいま上程されました議員提出議案第2号 明和町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定につきまして、その提出理由の説明を申し上げます。

令和4年12月10日に成立をいたしました、地方自治法の一部を改正する法律により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされました。

このことにより、政府より、議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明化を確保するための対応として、地方公共団体の議会に対して条例の制定を求められたものでございます。

よろしくご審議のほど、お認めいただきますようお願い申し上げます

○議長（奥山 幸洋） 提出理由の説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議員提出議案第2号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議員提出議案第2号 明和町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎議案第2号 上程～採決

○議長(奥山 幸洋) 日程第10 議案第2号 行政組織変更に伴う関係条例を整理する条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(下村 由美子) ただいま上程されました議案第2号 行政組織変更に伴う関係条例を整理する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和6年4月1日から施行する本町行政組織の変更に伴い、関係す

る条例の改正を一括して行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） それでは、議案第2号 行政組織変更に伴う関係条例を整理する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

議会資料の1－1－1をご覧くださいと思います。

令和6年4月からの機構改革に伴いまして一部の課の名称が変更となるため、改正が必要となる条例を一括で改正するための条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、総務防災課を総務課に、総務防災課長を総務課長、また4年前の機構改革時において改正漏れがございました一部の条例におきまして、人権生活環境課を生活環境課に改めるものでございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第2号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第２号 行政組織変更に伴う関係条例を整理する条例の制定を採決します。

議案第２号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第２号は原案のとおり可決しました。

◎議案第３号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第11 議案第３号 明和町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第３号 明和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、育児休業中の会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めま

す。

総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） それでは、議案第３号 明和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。

議会資料の１－２－１をご覧ください。

育児休業中職員の勤勉手当の支給につきまして、これまで会計年度任用職員を除くという規定がございましたので、この規定を削除し、支給対象にする改正を行うものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございせんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第３号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございせんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第３号 明和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第３号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

◎議案第4号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第12 議案第4号 明和町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第4号 明和町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） それでは、議案第4号 明和町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

定例会資料4-5-1及び2のほうをご覧ください。サムネイルは24、25でございます。

今回改正させていただく部分の新旧対照表でございます。

今般、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正をされまして、空

き家の状態の把握のための市区町村長の報告徴収権、緊急時の代執行制度、放置すれば特定空家等になるおそれのある空き家、いわゆる管理不全空き家への指導・助言等、特定空家の除却等のさらなる促進、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を促すための規定が追加をされました。

これに伴い、第5条には報告徴収権に関する1項を加え、第7条では該当する法律の条項のずれに対応するよう改め、第8条は緊急時の代執行制度が法律に明文化されたことから、該当する法律の条項を追記いたしました。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上です。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第4号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第4号 明和町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

◎議案第5号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第13 議案第5号 明和町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第5号 明和町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） それでは、議案第5号 明和町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

定例会資料4-5-3、サムネイルは26番でございます。こちらをご覧ください。

今回改正をさせていただく部分の新旧対照表でございます。

さきの議案第４号でも申し上げましたとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正をされまして、市区町村が設置をします空家等対策協議会の規定に関する条項にずれが生じました。これに対応するため、第１条を改めております。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上です。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第５号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第５号 明和町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第５号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第５号は原案のとおり可決しました。

◎議案第 6 号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第14 議案第 6 号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第 6 号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（家城 和司） それでは、議案第 6 号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

定例会資料は14－1－1が概要で、14－1－2が新旧対照表となっております。それぞれサムネイルで申し上げますところの78、79になります。

資料14－1－1をご覧ください。

1の改正理由といたしましては、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

2の概要で、ございますが、（1）といたしましては、磁気ディスク、シー・ディー・ロムなど特定の固有名詞で表記されていた文言を、電磁的記録媒体という総称に改めるものでございます。

（2）では、施設の重要事項等は書面により施設の入り口など保護者から見えるところに掲示することとなっておりますが、書面の掲示に加えてインターネット上でも公表することとするものでございます。

なお、施行期日は令和6年4月1日からとなっております。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第6号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第6号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタン

を、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

◎議案第7号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第15 議案第7号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第7号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づき、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めま

す。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） ただいま上程されました議案第7号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

定例会資料6－3－1、サムネイル27をご覧ください。

2に改正理由と主な改正内容を記載しております。

なお、6－3－4から29が新旧対照表となっておりますので、よろしくお願いいたします。

主な改正内容としましては、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進、「書面掲示」の規制の見直し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務づけ、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携、電磁的記録等、条文の改正や関連する条文についての文言修正のための改正でございます。

この条例の附則としまして、この改正は令和6年4月1日から施行といたします。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第7号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第7号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

◎議案第8号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第16 議案第8号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第8号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の

方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令に基づき、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） ただいま上程されました議案第8号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

定例会資料6－3－1をご覧ください。

2に改正理由と主な改正内容を記載しております。

なお、6－3－30から38が新旧対照表となっておりますので、よろしくお願いいたします。

主な改正内容としましては、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進、「書面掲示」の規制の見直し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務づけ、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携、電磁的記録等、条文の改正や関連する条文についての文言修正のための改正でございます。

これらの条例の附則としまして、この改正は令和6年4月1日から施行いた

します。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第8号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第8号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

◎議案第 9 号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第17 議案第 9 号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第 9 号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令に基づき、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） ただいま上程されました議案第 9 号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

定例会資料 6－3－1 をご覧ください。

2 に改正理由と主な改正内容を記載しております。

なお、6－3－39から44が新旧対照表となっておりますので、よろしくお願いいたします。

主な改正内容としまして、身体的拘束等の適正化の推進、「書面掲示」規制の見直し、介護予防支援の円滑な実施、電磁的記録等、条文の改正や関連する条文についての文言修正のための改正でございます。

これらの条例の附則としまして、この改正は令和6年4月1日から施行とします。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第9号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第9号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決しました。

◎議案第10号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第18 議案第10号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第10号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、非常勤消防団員や消防作業に従事した者等に対する損害補償の額や内容等について、社会情勢等を勘案して、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） それでは、議案第10号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきまして詳細説明を申し上げます。

議会資料の1－5－1からをご覧ください。

本条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に基づき定めておりまして、非常勤消防団員や消防作業に従事した者等に対する損害補償の額や内容等を定めているものでございます。

具体的な内容につきましては、一般職の職員の給与に関する法律に規定される俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定めておりまして、令和5年11月に給与法の一部が改正され俸給月額が改定されたことから、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、当町の条例においても改正を行うものでございます。

資料の1-5-1からが改正内容であり、第5条では階級別、職務年数別に引上げを行っております。

資料の1-5-2には、別表として記載しております。例えば、左上の10年未満の団長及び副団長では、1万2,440円を1万2,500円に引き上げるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第10号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタン

を、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

◎議案第11号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第19 議案第11号 明和町幼稚園条例を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第11号 明和町幼稚園条例を廃止する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、斎宮幼稚園が令和6年3月末日をもって閉園となり、公立の幼稚園がなくなることから、明和町幼稚園条例を廃止するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（家城 和司） それでは、ただいま上程されました議案第11号 明和町幼稚園条例を廃止する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

本町の幼稚園につきましては、暁幼稚園が平成23年3月末日に閉園し、その後、こども園への移行を進める中で曙幼稚園が平成27年3月末日に閉園となり、旭ヶ丘と双葉の両幼稚園が平成31年3月末日に閉園してきたところでございます。

このたび、唯一残っておりました斎宮幼稚園が令和6年3月末日をもって閉園となり、公立の幼稚園がなくなることから、明和町幼稚園条例を廃止するものです。

なお、施行期日は令和6年4月1日です。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第11号 明和町幼稚園条例を廃止する条例を採決します。

議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

◎議案第12号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第20 議案第12号 明和町指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第12号 明和町指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づき、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） ただいま上程されました議案第12号 明和町指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

定例会資料6－3－1、サムネイル27をご覧ください。

3に改正理由と改正内容を記載しております。

なお、6－3－45から50が新旧対照表となっておりますので、よろしくお願い

いたします。

主な改正内容としましては、ケアマネジャー1人当たりの取扱い件数見直し、公正中立性の確保のための取組の見直し、身体的拘束等の適正化の推進、テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施、訪問によるモニタリング回数の見直し、「書面掲示」規制の見直し、電磁的記録等、条文の改正や関連する条文についての文言修正のための改正でございます。

この条例の附則としまして、この改正は令和6年4月1日から施行とします。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第12号 明和町指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決しました。

◎議案第13号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第21 議案第13号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第13号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、水道整備・管理行政が、厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることから、関連する条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（肥留間 誠） それでは、議案第13号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和6年4月1日から施行されることにより、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることから、所要の改正を行うものでございます。

議会資料の10－1－1、サムネイル77に新旧対照表をつけさせていただいております。引用法律の名称の変更のみとなっております。

なお、本条例の施行日は令和6年4月1日です。

詳細説明は以上です。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第13号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決しました。

◎議案第14号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第22 議案第14号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第14号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、伊勢市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するため、明和町議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） それでは、議案第14号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更についての詳細説明を申し上げます。

こちらは、第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン策定に伴い、伊勢市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するため、明和町議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議会資料2-1-2、サムネイル21をご覧ください。

こちらに変更点をまとめておりますので、こちらに沿って説明いたします。

今回の変更の主な内容は、新たな取組として2点の追加と変更が1点で、新たな取組として1つ目が自転車を活用したまちづくりで、安全で快適な自転車の通行環境の確保に向けてサイクルツーリズムの推進や自転車通行空間の確保、安全利用の促進など地域一帯で自転車を活用した取組を行うものでございます。

2つ目は、インクルーシブスポーツの環境の充実で、圏域住民の認知度はま

だ低い状況であることから、イベント、講習会等の開催によりさらなる普及啓発に取り組むものでございます。

1点の変更の内容につきましては、宮川流域の環境保全・情報発信について、宮川流域ルネッサンス協議会の役割を見直し、公正団体が目的達成に向けて主体的に取り組むための協議、情報共有の場としたことから、協定書の記載内容を修正するものになっております。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第14号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更についてを採決します。

議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決しました。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩をいたします。

(午前 10時 28分)

(午前 10時 40分)

○議長(奥山 幸洋) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第15号から議案第20号の一括上程

○議長(奥山 幸洋) お諮りします。

日程第23 議案第15号から日程第28 議案第20号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第23 議案第15号 令和5年度明和町一般会計補正予算(第9号)

日程第24 議案第16号 令和5年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算
(第4号)

日程第25 議案第17号 令和5年度明和町国民健康保険特別会計補正予算

(第3号)

日程第26 議案第18号 令和5年度明和町介護保険特別会計補正予算(第4号)

日程第27 議案第19号 令和5年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第28 議案第20号 令和5年度下水道事業会計補正予算(第2号)

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(下村 由美子) ただいま一括上程されました議案第15号から議案第20号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第15号 令和5年度明和町一般会計補正予算(第9号)は、歳入歳出予算に1億8,300万円の追加、繰越明許費の追加、地方債の追加、変更及び廃止をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、総務費では自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトに係る経費の追加をお願いしております。

民生費では、児童福祉費で、前年度の補助金精算に係る返還金の追加をお願いしております。衛生費では、伊勢広域環境組合負担金の追加をお願いしております。土木費では、地籍調査費の追加をお願いしております。教育費では、幼稚園費で施設型給付費の追加をお願いしております。公債費では、利子の償還金の追加をお願いしております。諸支出金では、基金への積立金を計上しております。また、各科目において、事業費の執行見込みによる追加計上及び減額をしております。

歳入につきましては、主に各科目の収入実績、収入見込みによる追加及び減額でございます。

繰越明許費は、10の事業の追加をお願いしております。

地方債は、事業費の執行見込みによる変更や起債同意額の確定による追加及

び廃止などがございます。

続きまして、議案第16号 令和5年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算に188万5,000円の追加、繰越明許費の設定、地方債の変更をお願いするものでございます。

歳出は、歴史的風致維持向上計画推進費の追加をお願いしております。

歳入は、国庫支出金及び町債の追加でございます。

繰越明許費は、歴史的風致維持向上計画推進費でございます。

地方債は、限度額の変更でございます。

続きまして、議案第17号 令和5年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算に3,305万3,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、保険給付費では、高額療養費の追加をお願いしております。諸支出金では、過年度分の歳入の返還金の追加をお願いしております。

歳入は、収入実績、収入見込みによる追加及び減額などがございます。

続きまして、議案第18号 令和5年度明和町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算に49万7,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、保険給付費では、施設介護サービス給付費の追加をお願いしております。地域支援事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費の負担金の追加をお願いしております。

歳入は、収入実績、収入見込みによる追加及び減額などがございます。

続きまして、議案第19号 令和5年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算を263万3,000円減額するものでございます。

歳出は、執行見込みによる減額及び前年度の事務費の精算による一般会計への繰出金の追加をお願いしております。

歳入は、繰入金の減額及び繰越金の追加でございます。

続きまして、議案第20号 令和5年度明和町下水道事業会計補正予算（第2

号)は、下水道事業費用を689万9,000円減額、資本的支出を4,129万9,000円の減額及び資本的収入を4,110万円減額するものでございます。

企業債利息の利率変更による増額と、実績による動力費及び流域下水道事業負担金の減額をお願いしております。

収入は、流域下水道事業負担金の減額に伴う企業債借入額の減額でございます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎議案第15号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第15号につきまして、予算に関する説明書の15ページ、歳出、第2款・総務費からお願いします。

総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） それでは、15ページ、16ページ、サムネイル17、18からをご覧ください。

2款・総務費、1項・総務管理費、3目・文書管理費で10万円の追加補正をお願いしております。12節・委託料で例規集の更新業務委託料をお願いしております。

続きまして、4目・財産管理費で150万円の追加補正をお願いしております。10節の需用費で機構改革に伴う施設等修繕料として150万円をお願いしております。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 5目・総合行政システム費で9,573万1,000円の追加補正をお願いしております。

まず、17節・備品購入費で庁舎内パソコンの購入実績により410万円の減額をお願いしております。

続いて、10節・需要費で60万円、12節・委託料で9,923万1,000円の追加補正をお願いしております。こちらは、1月19日に総務相より全国のモデル自治体として採択を受けた国庫委託事業で、住民の利便性向上と業務効率化の両面で業務効率の改革を進め、明和町で構築した窓口改革を同じ人口規模の自治体に横展開していく事業の経費でございます。

○議長（奥山 幸洋） 総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 続きまして、7目で災害対策費で1,120万円の減額補正をお願いしております。12節・委託料で防災行政無線デジタル化実施設計業務委託の入札差金などにより880万円の減、14節・工事請負費でマンホールトイレ整備工事の差金240万円の減などを計上しております。

続きまして、8目・防犯対策費で120万円の減額補正をお願いしております。10節・需用費で電気料金の実績として120万円の減でございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 10目・企画費は2,449万円の減額補正をお願いしております。

まず、企画費のうち7節・報償費では、地方創生アドバイザー謝金で39万円、65周年記念事業謝金で10万円を実績に基づきそれぞれ減額をお願いしております。

18節・負担金補助及び交付金は100万円の減額で、地域活性化企業人等の県交付金を実績に基づき減額をお願いしております。

ふるさと寄附事業では、7節・報償費でふるさと寄附に関する返礼品代として5,000万円の減額、11節・役務費でふるさと寄附の返礼品郵送料等で3,800万円の減額、サイト等の手数料で4,500万円の増額、12節・委託料で2,000万円の

増額補正をお願いしております。これは、3月末までのふるさと寄附想定額を13億円と見込み、追加で3億円分の寄附に関する経費を計上したものでございます。

ただし、7節・報償費のふるさと寄附謝礼と11節・役務費の郵送料につきましては、今年度に寄附をいただいた分で翌年度以降に発生する返礼品代や郵送料費の経費をふるさと寄附基金に積み立てておく必要があるため、積立分として減額するものとなります。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 13目・地域振興費に490万円の減額補正をお願いをしております。こちらは、地域公共交通協議会負担金でございます。明和町地域公共交通協議会において、明和町地域公共交通計画を策定するため、計画策定業務に係る委託料のほか、委員報酬、費用弁償等の協議会運営費と合わせて1,200万円を協議会への負担金として予算計上しておりましたけれども、入札の結果、予定価格を下回ったことから不要となる額を減額いたします。18節・負担金補助及び交付金で490万円の減額となります。

○議長（奥山 幸洋） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（稲浦 満） 17ページ、18ページをご覧ください。

14目・地方創生推進交付金事業で570万円の減額をお願いしております。10節・需用費50万円の減額及び11節・役務費10万円の減額につきましては、実績によるものでございます。12節・委託料について、持続可能な観光地づくり事業委託料は、めいわまちづくりシンポジウム委託業者との契約差金240万円の減額となります。DX活用観光等サービス推進事業委託料は、事業内容を精査したことによる270万円の減額となります。

○議長（奥山 幸洋） 税務課長。

○税務課長（西尾 仁志） 続きまして、同じく17ページ、2項の町税費、2目・収税対策費の50万円の減額について詳細説明を申し上げます。

次の18ページの役務費の郵送料で20万円の減額、収納手数料で30万円の減額

をお願いしております。こちらはいずれも実績に基づく減額でございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 3項・戸籍住民基本台帳費、1目・戸籍住民基本台帳費に574万6,000円の減額補正をお願いしております。内訳といたしましては、11節・役務費で38万円の減額、12節・委託料で536万6,000円の減額です。

事業別に詳細を説明いたします。

まず、住民基本台帳ネットワークシステム費の12節・委託料で206万9,000円の増額を計上しております。そのうち、コンビニ交付工程試験対応作業委託料で90万円の減額を計上しております。こちらは、今年度をしておりました工程試験が簡易な試験で済んだことにより、実績による減額でございます。

次に、住民基本台帳システム等改修委託料で296万9,000円の増額をお願いしております。このシステム改修は、マイナンバーカードへの氏名のローマ字記載や証明書等への振り仮名記載のため、システム改修を行うものです。12月補正で一部先にお認めいただいた同目的のためのシステム改修費に加えて、このたび国の仕様変更などもあり、さらに追加予算が必要となったためでございます。

一連のシステム改修費につきましては、上限はありますが国の補助対象で、補助率はほぼ100パーセントでございます。本年度中の予算計上が必要となりますが、本年度中に事業を完了することが困難なことから、これらに係る経費につきましては、来年度に繰越しをお願いさせていただきたいと思っております。

次に、戸籍コンピュータシステム費の12節・委託料において、戸籍システム改修等業務委託料で363万5,000円の減額を計上しております。当初見込んだ戸籍事務内連携のシステム改修費のうち、保守の範囲内で対応できたことから不用となった分を減額するものです。

次に、個人番号カード交付事業において、11節・役務費の郵送料で、実績見

込みによる減額といたしまして38万円を計上しております。

次に、同事業の12節・委託料におきまして、380万円の減額を計上しております。これは出張窓口業務委託料120万円と受付窓口業務委託料の260万円の実績による減額でございます。

○議長（奥山 幸洋） 総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 4項・選挙費、2目・県知事・県議会議員選挙費で650万円の減額補正をお願いしております。1節・報酬で140万円、内訳として各種委員で80万円、会計年度任用職員報酬で40万円、同じく時間外勤務報酬で20万円の減となっております。3節・職員手当等で320万円の減、職員の時間外勤務手当実績でございます。10節・需用費で70万円、内訳として消耗品50万円、食糧費20万円、いずれも実績でございます。11節・役務費で10万円の減は、新聞折り込み手数料の実績です。12節・委託料で70万円の減として、ポスター掲示場の設置管理撤去委託で60万円、計数機調整委託で10万円、いずれも実績でございます。17節・備品購入費で40万円の減、こちらも選挙用備品購入の実績によるものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費に1,615万円の減額補正をお願いしております。内訳といたしましては、1節・報酬に60万円の減額を計上しております。こちらは会計年度任用職員の報酬で、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業と住民税非課税世帯等生活支援特別給付金事業に従事した分につきまして、それぞれの予算を活用したことによる減額となります。

次に、福祉医療費助成事業で11節・役務費に35万円の増額を計上しております。これは福祉医療の医療費助成共同事務処理手数料について、不足が見込まれるため増額をお願いするものでございます。

次に、住民税非課税世帯等生活支援事業で1,590万円の減額を計上しております。6月1日時点の当町の住民基本台帳に記載されている世帯のうち、令和

5年度住民税均等割非課税世帯と家計急変世帯に1世帯当たり3万円を給付する事業で、既に受付は終了しているものでございます。

11節・役務費で郵送料等30万円の減額、12節・委託料の給付金受付事務委託料で200万円の減額、18節・負担金、補助及び交付金で1,360万円、約450世帯分ですけれども、こちらを実績による減額として計上させていただいております。

2目・国民健康保険事務費に474万4,000円の減額補正をお願いしております。内訳としましては、27節・繰出金に474万4,000円の減額を計上しております。こちらは国民健康保険特別会計への繰出金で、財政安定化支援事業や保険基盤安定負担金の額確定によるもの、そして出産育児一時金の実績見込みに伴う負担金の減額などによるものでございます。詳細は国民健康保険特別会計で説明いたします。

3目・後期高齢者医療事務費に269万1,000円の減額補正をお願いしております。内訳といたしましては、27節・繰出金に269万1,000円の減額を計上しております。これは、後期高齢者医療特別会計に繰り出す事務費について、負担金の額確定により減額を行うものでございます。詳細は後期高齢者医療特別会計の歳出のところで説明をいたします。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 5目・障がい者福祉費、18節・負担金、補助及び交付金に100万円の減額を計上しております。これは、障がい者グループホーム初期運営費補助金の減額で、施設職員が確保できなかったためグループホームの入居者が当初の見込みより減少したことによる減額となっております。

6目・高齢者福祉費、27節・繰出金に31万7,000円の減額を計上しております。これは、介護保険特別会計繰出金で、介護保険特別会計における介護サービス給付費や保険料軽減分に係る補正額分でございます。詳細は介護保険特別会計で説明いたします。

高齢者相談支援費、12節・委託料で40万円を計上しております。これは、介

護予防地域支援事業委託料で、要支援１、２の方のケアプランの作成件数が増加したことにより、年度末において不足が生じることから増額をお願いするものでございます。

７目・保健福祉センター費、１０節・需用費に５０万円減額を計上しております。これは、保健福祉センターの電気代が見込みより抑えられたことによるものです。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） ８目・人権対策費に３５万円の減額補正をお願いしております。こちらは、会計年度任用職員報酬でございます。年度末までの勤務時間見込みが当初見込みよりも減少しましたため、不用となる額を減額いたします。１節・報酬で３５万円の減額となります。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） ２項・児童福祉費、１目・児童福祉総務費に１,７００万円の減額補正をお願いしております。内訳といたしまして、１９節・扶助費、児童手当において実績見込みにより１,７００万円の減額を計上しております。

○議長（奥山 幸洋） こども課長。

○こども課長（家城 和司） ３目・児童保育費で１０万６,０００円の増額をお願いしております。内訳は２２ページの説明欄をご覧ください。

こども園運営費の２２節・償還金利子及び割引料につきまして、令和４年度の新型コロナウイルス感染症対策事業で消毒液やペーパータオルなどの消耗品等の購入に対しまして補助をいただいた事業費の確定に伴い、国への補助金の返還が生じてまいりましたので、補正をお願いするものでございます。

続きまして、６目・子ども支援対策費で１３６万６,０００円の増額をお願いしております。内訳につきましては、２２ページの説明欄をご覧ください。

子ども・子育て支援地域事業の２２節・償還金利子及び割引料につきまして、令和４年度の子ども・子育て支援交付金事業の各事業実績に伴い、補助をいた

だいた事業費の確定に伴い、国・県への補助金の返還が生じてまいりましたので、補正をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 4款・衛生費、1項・保健衛生費、1目・保健衛生総務費、新型コロナウイルス感染症対策費で2,345万円の減額を計上しております。

1節・報酬に150万円の減額を計上しております。これは、当初、会計年度任用職員の給与を3人分計上しておりましたが、令和5年度のワクチン接種の状況により2人分の雇用で運用できましたことから、1名分を減額するものです。

3節・職員手当等に175万円の減額を計上しております。これは、時間外勤務手当が当初の見込みより少なかったことによる減額と会計年度任用職員の期末手当を減額するものです。

11節・役務費に40万円の減額を計上しております。これは、新型コロナウイルスワクチンの接種費用の請求に係る国保連合会の支払手数料ですが、実績に基づき減額をお願いするものでございます。

12節・委託料に580万円の減額を計上しております。これは、新型コロナウイルスワクチン接種委託料で、当初の予定より接種者数が少なかったため減額するものです。

18節・負担金、補助及び交付金に1,400万円の減額を計上しております。新型コロナウイルスワクチン接種体制支援金については、ワクチンの個別接種促進に協力いただく医療機関に対し、支援金の給付を行うものですが、実績に基づき減額をお願いするものでございます。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業分担金については、1市3町で実施しているワクチン接種事業における分担金で、集団接種会場の実施日の減少に伴う医師等の報酬や運営委託費の減少による減額補正となっております。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 2目・環境衛生費に545万円の増額補正をお願いしております。こちらは、伊勢広域環境組合負担金でございます。伊勢広域環境組合を構成する伊勢市、玉城町、度会町及び本町の4市町が業務遂行に必要なとなる費用の一部を共通費、運営費及び建設費に区分をして、それぞれ加入事務数、ごみ処理実績、人口に応じて負担をしております。各種経費の今年度実績見込みに応じて伊勢広域環境組合において各市町の負担金額が再算定された結果、本町の負担額が増加したため、増額するものでございます。18節・負担金、補助及び交付金で545万円の増となります。

続いて、23ページに移っていただいて、4目・清掃費に11万9,000円の増額補正をお願いしております。こちらは、伊勢広域施設管理負担金並びに伊勢市・明和町清掃事業所運営経費負担金でございます。伊勢市と本町は、伊勢広域環境組合の施設を借用して清掃事業所を設置しており、当該施設の保守点検や修繕に係る管理費用については、組合に対して施設管理負担金としてお支払いをし、当該施設の使用に伴い必要となる消耗品費や光熱水費等については、伊勢市に対して運営経費負担金としてお支払いをしております。

伊勢広域施設管理負担金は、修繕費の増加により、また伊勢市・明和町清掃事業所運営経費負担金は、光熱水費の増加により増額するものです。18節・負担金、補助及び交付金で11万9,000円の増額となります。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 5目・成人保健対策推進費、一般財源から国県支出金に40万9,000円の財源振替を行っております。これは、歯周病健診等の既存事業が国の補助事業の対象となったことによる財源振替です。

6目・母子衛生費、18節・負担金、補助及び交付金で60万円の減額を計上しております。これは、おたふくかぜ予防接種費用助成などの実績見込みによる減額です。

母子保健事業で840万円の減額を計上しております。これは、1節・報酬で会計年度任用職員報酬を50万円の減額、3節・職員手当等で会計年度任用職員

期末手当40万円を実績見込みにより減額を行っております。12節・委託料の750万円の減額は、妊婦健診や乳児検診の健診等委託料で、出生数の減少により委託料を減額するものです。

○議長（奥山 幸洋） 上下水道課長。

○上下水道課長（肥留間 誠） 7目・下水処理費で636万円の減額を計上しております。18節・負担金、補助及び交付金において、合併処理浄化槽設置整備事業補助の実績に伴う減額補正でございます。

○議長（奥山 幸洋） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂口 昇） 続きまして、6款の農林水産業費、1項・農業費、2目・農業総務費、14節・工事請負費で76万9,000円の減額補正をお願いしております。こちらは、平成30年度から令和2年度までの3年間、公共工事の建設発生土を搬入しました北藤原自治会共有地への植樹を行うための基盤整備工事費76万9,000円を減額するものでございます。今年度は植樹の実施に至りませんでしたので減額をいたしますが、引き続き自治会と植樹に向けた協議を進めております。

3目・農業振興費におきましては112万5,000円の減額補正をお願いいたします。18節・負担金、補助及び交付金、新規就農者育成総合対策補助112万5,000円の減額でございます。こちらは、新規就農者を対象とする経営発展事業費補助として375万円を計上しておりましたが、導入機械購入実績に基づきまして、112万5,000円の減額をお願いするものでございます。

5目・農地費では290万円の減額補正をお願いいたします。10節・需用費、町内に6機場ございます排水機場の電気料金の使用実績に伴う減額でございます。

7款・商工費、1項・商工費、3目・6次産業化振興費では50万円の減額補正をお願いいたします。18節・負担金、補助及び交付金におきまして、6次産業化に取り組む農漁業者に対して支援をする事業費として、当初100万円の予算をお認めいただきましたが、現在1件の申請件数となっておりますことから、

使用が見込まれない50万円の減額をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） それでは、25、26ページ、サムネイル27、28をご覧ください。

8 款・土木費、1 項・土木管理費、2 目・地籍調査費のうち12節・委託料で221万円の増額をお願いします。12節・委託料で、調査測量等委託料で221万円の増額でございます。地籍調査を推進するため、補助を追加するものでございます。主に有爾中8地区の立会いに要する費用でございます。

2 項・道路橋梁費、1 目・道路橋梁維持費で182万3,000円の減額をお願いしております。委託料で請負差金96万9,000円の減でございます。補償・補填及び賠償金で85万4,000円の減でございます。頭出しの有償電柱移転費用で対象物件がありませんので、減額させていただきます。

3 目・道路新設改良費7,200万円の減でございます。事業別で説明させていただきます。道路改良事業で、工事請負費720万円の減でございます。これは県道伊勢松阪線と町道川尻坂本線の前野西交差点におきまして、当初予定していました信号移設工事につきまして、信号管理者が対応していただきましたので、そのための減でございます。

社会資本整備総合交付金事業で、委託料精査により130万円の減でございます。

工事請負費2,720万円の減でございます。これは令和5年度補助額が要望に対して決定額が少額であったため、追加補正も受けましたが、補助対象外を減額するものでございます。

補償・補填及び賠償金10万円の現は、精査による減でございます。

道路防災事業で委託料370万円の減でございます。これは、大淀役場坂本線工事におきまして、本年度は特殊工法を使用しない通常工法となったため、それに伴う監督支援委託料の減でございます。

工事請負費2,900万円の減でございます。これは主に、工事工法精査による

減でございます。

負担金、補助及び交付金350万円の減でございます。これは、工事による水道移設の精算による減でございます。

○議長（奥山 幸洋） 総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 9款・消防費、1項・消防費、3目・消防施設費は、若手消防団員入団促進事業に係る補助金が受けられたことから、財源を地方債から国県支出金及び一般財源へ財源の振替を行うものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 27ページ、28ページをお願いします。

10款・教育費、1項・教育総務費、1目・教育委員会費で143万円の減額補正をお願いしております。こちらにつきましては、4節・共済費、労働保険料で20万円の減、7節・報償費、教育支援アドバイザー謝金で20万円の減、11節・役務費、教職員健康診断料で26万円の減、委託料、施設営繕設計委託料で77万円の減額でございます。それぞれ実績及び実績見込みによる減額でございます。

2目・学校運営費の1節・報酬は30万円の減額です。こちらについては、教育課に配置されております会計年度任用職員の給料支給額を残りの勤務日数で精算した結果によるものでございます。10節・需用費は70万円の減額で、令和6年度から使用する小学校の教師用指導書の購入額が1月末に確定したことによるものでございます。12節・委託料92万5,000円の減は、外国語指導助手派遣業務委託費の入札差金による減額でございます。

○議長（奥山 幸洋） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 3目・小学校区編制等事業費で58万円の減額をお願いしております。内訳としまして、1節・報酬33万円の減額は、会計年度任用職員報酬の減額でございます。これは、職員の年度途中の退職によるものでございます。7節・報償費25万円の減額は、運営準備委員会等謝金の減額でございます。こちらは、運営準備委員会や跡地利用検討委員会の委員

謝金及びアドバイザー謝金の実績見込みに伴う減額でございます。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 続きまして、2項・小学校費、1目・小学校費で1,520万円の減額をお願いしております。28ページの小学校施設管理費のうち、10節・電気料850万円の減、水道料120万円の減と13節・使用料及び賃借料の下水道使用料20万円の減は、精算見込みによる減額でございます。12節・委託料40万円の減は、大淀小学校体育館雨漏修繕設計委託の入札差金でございます。17節・備品購入費30万円の減は、小学校児童用の木製机椅子購入の入札差金による減額でございます。

次の小学校運営費では、1節・報酬で260万円の減、3節・職員手当等で100万円の減額補正をお願いしております。こちらにつきましては、小学校に配置しております学習支援員等会計年度任用職員の給料支給額を残りの勤務日数で精算したことによる減でございます。13節・使用料及び賃借料15万円の減は、バスの借上料の実績による減額でございます。

次のページ、29ページ、30ページ、30ページのほうをお願いいたします。

小学校教育振興費で19節・扶助費46万円の減は、特別支援教育就学奨励費の精算によるものでございます。その下、小学校情報教育費、13節・使用料及び賃借料39万円の減は、児童が使用するタブレットにおきまして、検索ワード等を監視するためのフィルタリングソフトの入札差金による減額でございます。

続きまして、2目・小学校給食費で298万円の減額補正をお願いしております。1節・報酬240万円の減、3節・職員手当等58万円の減は、給食調理員が年度途中で1名退職したことにより、欠員期間があったことによる減額でございます。

続きまして、3項・中学校費、1目・中学校費で378万4,000円の減額補正をお願いしております。中学校施設管理費の1節・需用費300万円の減及び13節・使用料及び賃借料10万円の減は、電気料及び下水道使用料の精算見込みによる減額でございます。

中学校教育振興費の扶助費55万4,000円の減額は、特別支援教育就学奨励費の精算によるものでございます。

中学校情報教育費、使用料及び賃借料13万円の減は、小学校費と同様にタブレットの検索監視のフィルタリングソフトの入札差金による減額でございます。

2目・中学校給食費、10節・需用費で30万円の減額補正をお願いしております。こちらにつきましては、給食におけるガス等の燃料費の精算見込みによる減額でございます。

○議長（奥山 幸洋） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 4項・幼稚園費、1目・幼稚園費で180万円の増額をお願いしております。内訳は30ページの説明欄で、幼稚園運営費におきまして、19節・扶助費で180万円の増額を計上しております。これは、町外の幼稚園へ通園する園児に対する施設型給付費について、当初1人を見込んでおりましたが、実績により5名となったため、不足額の180万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、2目・幼稚園給食費で198万円の減額をお願いしております。内訳は、30ページの説明欄で、幼稚園給食運営費におきまして、1節・報酬で斎宮幼稚園の調理員に、当初、会計年度任用職員2人分の配置を予定しておりましたが、人事異動に伴い、正規職員1名の配置ができたことから、会計年度任用職員1名分の報酬額160万円を減額するものでございます。

次に、3節・職員手当等で、同理由によりまして、会計年度任用職員1名分の期末手当38万円を減額するものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 31ページ、32ページをお願いいたします。

5項・社会教育費、2目・社会教育費、10節・需用費で10万円の減額をお願いしております。教育集会所電気料の実績による減額でございます。

続いて、3目・公民館費の7節・報償費で30万円の減、10節・需用費、電気料で50万円の減額です。報償費につきましては、公民館講座等の謝金の減額で、

定員に達せず不開講となった講座及び同好会の講師の謝金の減です。電気料につきましては、実績による減額でございます。

続きまして、5目・ふるさと会館費の14節・工事請負費は130万円の減額をお願いいたします。ふるさと会館雨漏り修繕工事の入札差金による減額です。

続きまして、6項・保健体育費、1目・保健体育総務費の12節・委託料で90万円の減額をお願いしております。これは、明和町体育協会に委託しております生涯スポーツ振興事業委託料の減額で、令和5年度事業につきましては、同協会と協議の上、コロナ前まで実施しておりました明和スポーツまつり、駅伝大会に代わりまして、スポーツ交流会、パラスポーツ体験会、エンジョイジョギング大会を開催、また共催事業として元プロスポーツ選手らによる野球教室、障害者野球体験会等を開催いたしました。その事業経費の差金による減でございます。

続きまして、18節・負担金、補助及び交付金で47万8,000円の減額でございます。学校プール開放運営委員会補助37万8,000円は、本年度も夏休み期間中のプール開放をなしとしたために不用となりました。地区スポーツ振興会補助10万円の減は、実績によるものでございます。

2目・体育施設費、12節・委託料で30万円の減額補正をお願いしております。総合体育館定期調査業務委託料の入札差金による減額でございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 11款・公債費、1項・公債費、1目・元金は、22節・償還金利子及び割引料で、借入れ実績により、農林水産業債70万円の減額補正をお願いしております。

2目・利子は、22節・償還金利子及び割引料で、元金と同様に借入れ実績により、土木債180万円、教育債65万円の追加補正をお願いしております。

続きまして、33ページ、34ページをご覧ください。

12款・諸支出金、1項・基金費、1目・ふるさと寄附基金費、24節・積立金で3億2,300万円を計上しております。こちらは今回追加する寄附金3億円か

ら歳出で説明しましたふるさと寄附の手数料と委託料の経費を差し引いた2億3,500万円と翌年度以降に発生する返礼品代や郵送費等の経費分8,800万円を基金に積み立てるものでございます。

続きまして、13目・森林環境譲与税基金費、24節・積立金で、324万円を計上しております。こちらは、今年度充当事業の執行がなかったため、森林環境譲与税の歳入見込み額を基金として積み立てるものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、5ページ、歳入をお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） それでは、5ページ、6ページをご覧ください。サムネイルは7、8でございます。

6款1項1目1節・法人事業税交付金で500万円の増額、7款1項1目1節・地方消費税交付金で4,297万3,000円の増額、9款1項1目1節・環境性能割交付金で100万円の増額、10款1項1目1節・地方特例交付金で540万円の増額、2項1目1節・特別交付金で67万円の増額、2目1節・新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で700万円の増額、11款1項1目1節・地方交付税で、普通交付税絵を3億3,711万5,000円の増額補正をお願いしております。こちらは、全て交付額確定及び収入見込額増額による増額補正でございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） では、7ページ、8ページをお願いいたします。サムネイルは9、10でございます。

15款・国庫支出金、1項・国庫負担金、1目・民生費国庫負担金で1,270万4,000円の減額を計上しております。内訳といたしまして、まず2款・国民健康保険基盤安定負担金（保険者支援分）で、140万7,000円の減額です。これは、国保特別会計へ繰り出す今年度分の国民健康保険基盤安定負担金（保険者支援分）の国庫負担金の額確定に基づき、減額補正をお願いするもので、補助率は

2 分の 1 でございます。

5 節・児童手当負担金に実績見込みにより 1,183 万 2,000 円の減額を計上しております。歳出のほうの児童手当で計上した減額分に伴う負担金の減額で、補助率は 3 分の 2 となっております。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 6 節・介護保険負担金に 18 万 8,000 円の減額を計上しております。これは、低所得者保険料軽減分について、交付決定額に基づき減額補正をお願いするもので、補助率は 2 分の 1 でございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 16 節・国民健康保険未就学児均等割保険料負担金で 67 万 3,000 円を増額計上しております。これは、実績額確定に基づく国庫負担分で、補助率は 2 分の 1 でございます。

17 節・国民健康保険産前産後保険料負担金で 50 万円を増額計上しております。これは、実績見込みに基づく国庫負担分で、補助率は 2 分の 1 でございます。

○議長（奥山 幸洋） 小学校区編制推進室長。

（「訂正」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 訂正。住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） すいません。先ほど、50 万円と申し上げましたが、5 万円の間違いでございます。失礼いたします。

○議長（奥山 幸洋） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 3 目・教育費国庫負担金、次のページ、1 節・教育費負担金で、3 億 6,701 万 4,000 円を増額を計上しております。これは、令和 8 年度開校予定の明和北小学校の整備費に係る文部科学省からの公立学校施設整備費負担金、補助率 2 分の 1 でございます。内訳としまして 3 点ありまして、1 点目が体育館の空調整備費として追加認定がありました 1,576 万 9,000 円のうち、令和 5 年度分として 473 万円、2 点目が、その他小学校の整備全体に係るこの負担金の令和 5 年度分の額の確定による増額分として、176 万

5,000円、3点目が、文部科学省からの指導により、この公立学校施設整備費負担金の歳入科目を既設の国庫補助金の科目からこの国庫負担金の科目へ移す組替え分としまして、3億6,051万9,000円、合わせて3億6,701万4,000円となります。純増分としましては、649万5,000円でございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 2項・国庫補助金、1目・総務費国庫補助金、1節・総務費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1,196万5,000円の減額補正をお願いしております。こちらは、本年度実施しておる小中学校の感染症対策である学校保健特別対策事業の町負担分に対しまして、地方創生臨時交付金の算定があったことから、337万5,000円の追加と、歳出で住民ほけん課長から説明いたしました住民税非課税世帯等生活支援事業の歳出額の減額に伴う1,534万円の減額を相殺したものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 社会保障・税番号制度システム整備事業補助におきまして17万円の減額を計上させていただいております。こちらは、社会保障・税番号制度システム整備補助対象事業のうち、歳出の戸籍住民基本台帳費のところでご説明いたしました戸籍システム改修が保守の範囲内で済んだことによります国庫補助金の減額分と、住民基本台帳ネットワークシステム費のところでご説明させていただきましたマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記や証明書への振り仮名記載のシステム改修のための国庫補助金の増額とで、結果といたしまして差引き17万円の減額で、このたび計上させていただいております。いずれも補助率は100パーセントでございます。

○議長（奥山 幸洋） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（稲浦 満） 地方創生推進交付金で255万円の減額となります。こちらは、歳出総務費のところでは申し上げました地方創生推進交付金事業費の減額によるものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 個人番号カード交付補助におきまして418万円の減額を計上しております。歳出で説明をさせていただいた実績による支出額の減額に伴う国庫補助金の減額補正でございます。補助率は100%でございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 2目・民生費国庫補助金、4節・児童虐待防止対策等総合支援事業補助で177万円を計上しております。これは、改正児童福祉法を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、障害児の支援体制の強化を図ることを目的に今年度新設された補助金となっております。

○議長（奥山 幸洋） 上下水道課長。

○上下水道課長（肥留間 誠） 3目・衛生費国庫補助金、1節・衛生費補助金のうち合併処理浄化槽設置整備事業補助につきまして163万6,000円の減額をお願いしております。歳出で説明いたしました同事業の実績に伴う国補助金の減額補正で、補助率は3分の1でございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 1節・衛生費補助金、医療施設運営費等補助で142万7,000円の増額を計上しております。これは、歯周病健診等の既存事業が国の補助事業の対象となったことによる増額です。

○議長（奥山 幸洋） 総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 4目・土木費国庫補助金、2節・土木費補助金で1,981万2,000円のうち130万円の減額は、防災安全交付金事業の実績によるものでございます。補助率は2分の1でございます。

○議長（奥山 幸洋） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 同じく社会資本総合交付金事業で、こちら補助率50%と55%のほうでございますけれども、1,851万2,000円の減額でございます。補助額決定による減でございます。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 5目・教育費国庫補助金、1節・就学援助費補助金で50万7,000円の減額補正をお願いします。歳出で説明しました小中学校における特別支援教育就学奨励費の精算による減額で、補助率は2分の1です。

○議長（奥山 幸洋） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 2節・義務教育費補助金で3億6,051万9,000円の減額を計上しております。これは、先ほど国庫負担金でご説明しました国庫負担金の科目へ組み替えたことによる減額でございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 3項・委託金、1目・総務費委託金、1節・総務管理費委託金で、自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト委託金として9,983万1,000円を追加で計上しております。こちらは、歳出にて説明いたしました総務省より採択を受けた国庫委託事業で、歳出で計上いたしました窓口改革に係る経費を全額、国からの委託金として計上するものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） それでは、9ページ、10ページをお願いいたします。サムネイルは11、12でございます。

16款・県支出金、1項・県負担金、1目・民生費県負担金に754万2,000円の減額補正を計上しております。内訳といたしまして、1節・国民健康保険基盤安定負担金（保険税軽減分）に実績額確定により452万1,000円の減額を計上しております。これは、保険税の低所得者軽減分に対する県の負担分で、補助率は4分の3となっております。

2節・国民健康保険基盤安定負担金（保険者支援分）に実績額確定により70万4,000円の減額を計上しております。保険者支援分に対する県の負担分で、補助率は4分の1です。

6節・児童手当負担金で258万4,000円の減額を計上しております。これは、

児童手当の支出見込みによる減額に伴う県負担金の減額分です。補助率は6分の1です。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 7節・介護保険負担金に9万4,000円の減額を計上しております。これは低所得者保険料軽減分について、交付決定額に基づき減額補正をお願いするものです。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 15節・国民健康保険未就学児均等割保険料負担金で33万6,000円の増額を計上しております。これは、実績額確定による県負担分で、補助率4分の1となっております。

16節・国民健康保険産前産後保険料負担金で2万5,000円の増額を計上しております。これは、実績見込みによる県負担分で、補助率4分の1でございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 2項・県補助金、2目・民生費県補助金、6節・生活困窮者就労準備支援等事業補助金に61万5,000円を計上しております。これは、令和5年度、ひきこもりサポート相談窓口を開設しましたが、2年以内にひきこもり支援の核となる相談支援、居場所づくり、ネットワークづくりを一体的に実施する事業、通称ひきこもり支援ステーション事業なんですけれども、これに移行することを条件に県の財政支援が追加で補助されるものです。

7節・児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金で86万2,000円を計上しております。これは、国庫補助金のところで説明しました児童発達支援センターに対して今年度新設された補助金の県補助分となっております。

○議長（奥山 幸洋） 上下水道課長。

○上下水道課長（肥留間 誠） 3目・衛生費県補助金、1節・衛生費補助金で153万8,000円を減額計上しております。歳出で説明しました合併処理浄化槽設置整備事業補助の実績に伴う県補助金の減額補正で、補助率は3分の1でございます。

います。

○議長（奥山 幸洋） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂口 昇） 4目・農林水産業費県費補助金、1節・農業費補助金では82万9,000円の減額補正をお願いしております。歳出でご説明をいたしました新規就農者育成総合対策補助の減額に伴う112万5,000円の減額補正及び農業水利施設省エネルギー化推進対策補助29万6,000円の追加補正でございます。この農業水利施設省エネルギー化推進対策補助は、農林水産省が実施する事業で、維持管理費に占める電力料の使用割合が25%以上の施設に対して、電力高騰分のうち7割の補助をしていただけるという事業になります。対象施設としましては、高圧契約の川尻、藤原、行部の排水機場3機場が対象となり、昨年度との使用電力料と比較した高騰分42万3,000円が補助対象額で、そのうちの70%、29万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。差し引きし、82万9,000円の減額補正をお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 続きまして、5目・土木費県補助金、1節・土木費補助金156万円の増でございます。これは、歳出で説明いたしました地籍調査の追加補助に対する増額でございます。補助率は4分の3でございます。

○議長（奥山 幸洋） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 6目・教育費県補助金、次のページ、1節・教育費補助金で390万7,000円の増額を計上しております。これは、明和北小学校内に整備いたします放課後児童クラブに係る補助金である子ども・子育て支援施設整備交付金で、令和5年度分の額の確定による増額分でございます。

○議長（奥山 幸洋） 総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 8目・消防費県補助金、1節・消防費補助金で97万5,000円の追加でございます。こちらは、若手消防団員入団促進事業に係る補助が受けられたことから追加をお願いするものでございます。補助率は3

分の1です。

続いて、11ページ、12ページに移りまして、3項・委託金、1目・総務費委託金、4節・選挙費委託金で591万円の減額をお願いしております。こちらは、県議会議員選挙の実績によるものでございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 18款・寄附金、1項・寄附金、1目・総務費寄附金、1節・総務費寄附金で3億40万円を計上しております。内訳といたしましては、総務費寄附金で現時点での寄附実績に基づき40万円、ふるさと寄附金で増額分として3億円を追加で補正をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 19款・繰入金、1項・特別会計繰入金、1目・後期高齢者医療特別会計繰入金、1節・後期高齢者医療特別会計繰入金に5万8,000円の増額補正を計上しております。これは、過年度の後期高齢者医療特別会計に係る事務費の精算による不用額を一般会計に戻すものでございます。

3目・国民健康保険特別会計繰入金、1節・国民健康保険特別会計繰入金で210万8,000円の増額補正を計上しております。こちらは、過年度の国民健康保険特別会計に係る事務費の精算による不用額を一般会計に戻すものでございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 2項・基金繰入金、5目・ふるさと寄附基金繰入金、1節・ふるさと寄附基金繰入金に3,930万円を追加で計上しております。内訳といたしましては、福祉・健康事業で630万円の減額、教育・文化事業で4,600万円の増額、産業振興事業で40万円の減額でございます。減額につきましては、充当先事業の歳出の減額によるもので、教育・文化事業の増額につきましては、明和北小学校等の建設に伴う財源といたしまして、起債残高抑制のため一部の起債を取りやめ、基金に充当するものでございます。

続きまして、6目・財政調整基金繰入金、1節・財政調整基金繰入金で3億9,542万3,000円の減額でございます。こちらは、歳出の減額と歳入の追加に伴い、財政調整基金からの繰入りを減額するものがございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 21款・諸収入、4項・雑入、3目・雑入、1節・雑入で介護予防サービス計画作成料に40万円を計上しております。これは、介護予防サービス計画作成料について国保連合会から入金されるものです。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 22款・町債、1項・町債、1目・総務債、1節・臨時財政対策債で8,000万円の減額をお願いしております。これは、起債残高抑制のため借入れを行わないことにするための減額によるものです。

2節・施設整備事業債で2,180万円の減額をお願いしております。内訳としましては、庁舎設備整備事業債で1,010万円の減額、電気自動車導入事業債で190万円の減額、こちらの2つの起債につきましては、国の起債対象事業の要件変更により起債対象でなくなったための減額となります。

続きまして、災害用設備整備事業債で120万円の減額となります。こちらは、歳出額の減額によるものでございます。

続きまして、13ページ、14ページをご覧ください。

同じく2節・施設整備事業債のうち防災行政無線整備事業債で860万円の減額となります。こちらも同様に、歳出額の減額によるものでございます。

続きまして、3目・土木債、1節・道路整備事業債で5,190万円の減額をお願いしております。内訳としましては、緊急自然災害防止対策事業債で3,620万円の減額、社会資本整備総合交付金事業債で1,570万円の減額となります。いずれも歳出額の減額によるものでございます。

4目・教育債、1節・学校教育施設等整備事業債で5,580万円の減額をお願いしております。内訳といたしましては、再編小学校等建設事業債で5,730万円の減額、大淀小学校体育館改修整備事業債で150万円の追加補正でございま

す。再編小学校等建設事業債の減額につきましては、歳入、19款の基金繰入金で説明しましたとおり、起債残高抑制のため、明和北小学校等の建設に伴う起債のうち償還時の交付税算入がない起債を取りやめたことによる減額となります。大淀小学校体育館改修整備事業債の追加につきましては、本年度の設計業務の結果、起債対象とすることができたため、新たに計上をするものとなります。

最後、5目・消防債、1節・消防施設整備事業債で210万円の減額をお願いしております。こちらは、16款2項8目で総務防災課長が説明いたしました若手消防団員入団促進事業に係る県補助金が受けられたことにより、減額をするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

このままですと12時を過ぎてしまいますので、議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長したいと思います。これにご異議ございません。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

よって、会議時間は延長することに決定しました。

続きまして、議案の一般会計補正予算、61ページ、第2表 繰越明許費補正をお願いします。

まず、まちづくり戦略課長、お願いします。

○まちづくり戦略課長（森下 純） それでは、議案書の61ページ、第2表 繰越明許費補正の1段目をご覧ください。

2款・総務費、1項・総務管理費、自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトで9,983万1,000円の繰越明許費の追加をお願いしております。こちらは、歳出で説明いたしました総務省より採択を受けた国庫委託事業で、本年度中に総務省と委託契約を締結し、令和6年度中にフロントヤード改革に係る取組を実際に実証・検証する必要があるため、今回の歳出で計上いたしました需用費及び委託料の合計9,983万1,000円を全額、次年度へ繰越しをお願いされていた

だくものでございます。

続きまして、２段目、２款・総務費、１項・総務管理費、スーパーシティ・デジタル都市プロジェクトで600万円の繰越明許費の追加をお願いしております。こちらは、昨年度から継続して取り組んでおりますデジタル田園都市国家構想事業のうち、事業進捗により、デジタル地域通貨普及促進事業で300万円、ヘルスケアＰＨＲ連動モデル事業で100万円、空き家情報発信事業で200万円を次年度へ繰越しをお願いさせていただくものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） ２款・総務費、１項・総務管理費、事業名、空き家対策支援事業は、150万円の繰越しをお願いしております。こちらは、国の空き家対策総合支援事業を活用して空き家等の利活用を行う者に対して改修等事業費の３分の２、補助金額150万円を上限に補助をするものでございます。町外からの移住者である申請予定者は、既に町内の住宅を取得済みでありますけれども、大規模リフォームを実施するということから年度内での完了が困難なため繰越しをお願いするものでございます。

なお、当該補助に係る国費については、現在、県を通じて次年度繰越しのための申請手続中でございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） ２款・総務費、３項・戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備事業で1,410万円の繰越明許をお願いしております。こちらは、先ほど歳出でご説明させていただきましたマイナンバーカードへの氏名のローマ字記載や証明書等への振り仮名記載のためのシステム改修費等、一連の業務に係るもので、本年度中に業務を完了することが困難であることから、次年度へ繰越しをお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） ４款・衛生費、１項・保健衛生費新型コロナウイルス感染症対策費で100万円の繰越しをお願いしております。こちらは、

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係るもので、事業が令和5年度内に完了しないため、次年度へ繰越しをお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 4款・衛生費、1項・保健衛生費、事業名、地方公共団体実行計画作成業務は、380万円の繰越しをお願いしております。こちらは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画である地方公共団体実行計画を策定するための業務委託に係るものでございます。

本業務では、区域施策編並びに事務事業編を一体で策定することとしており、本年1月に完了した再生可能エネルギー導入可能性調査の結果も踏まえ、作成しました素案を庁内協議にかけた後、明和町環境審議会等への案の提示、パブリックコメントを実施し、意見反映した上で年度内に策定を完了する予定でしたが、現在、庁内協議が整えられていない状況もありますことから、年度内に完了することが困難なため、繰越しをお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂口 昇） 6款・農林水産業費、1項・農業費、緊急自然災害防災対策事業費1,807万円の繰越明許をお願いいたします。こちらは、緊急自然災害防止対策事業の明星幹線排水路及び斎宮幹線排水路のしゅんせつ工事費でございます。明星幹線排水路につきましては、12月定例会で当初予定の規制構造物撤去から堆積土砂のしゅんせつ工事に工事内容を変更するため、一部予算を工事請負費から委託料へ組替えをお認めいただき、設計業務を実施し、工事発注の準備を進めてまいりました。そして、2月22日付で工事契約を締結しましたところでございますので、明許繰越をお願いいたします。

また、斎宮幹線排水路につきましては、しゅんせつ後の底張りコンクリートの施工時期につきまして、漁協、そして地元漁業者の皆様と調整を行いました結果、4月以降の施工となる見込みとなりますことから、こちらの工事費につきましても明許繰越をお願いしております。

○議長（奥山 幸洋） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 8款・土木費、1項・土木管理費、事業名、地籍調査費340万円は、これは歳出の際にご説明いたしました地籍調査の追加補正に対する委託料です。今から発注するため、明許をお願いいたします。

それから、8款・土木費、2項・道路橋梁費、事業名、社会資本整備総合交付金事業2,090万円は、坂本前野線道路改良工事におきまして追加補正決定が2月初めであったため、製品等の納入に時間を要するため、繰越しをお願いするものでございます。

同じく、2項・道路橋梁費、事業名、道路防災事業8,300万円は、幹線道路の舗装を、アスファルトを削って舗装する工事でございます。工法自体は一般的でございますが、しかし、使用する機械、路面切削機というのがございます。全国路面切削連合会というところがありまして、三重県内では1社しかなく、機械の使用時期の調整から工期を延長するため、明許をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 地籍調査のところで、私、340万円と言いましたが、304万円でございます。訂正させていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案書の62ページ、第3表 地方債補正をお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） それでは、第3表 地方債補正につきまして、議案書の62ページからをご覧ください。

今回の地方債補正につきましては、追加が1件、変更が5件、廃止が4件でございます。それぞれの詳細につきましては、先ほど歳入にて説明をいたしましたので、詳細説明は省略させていただきます。

まず、1件の追加でございます。起債の目的は、大淀小学校体育館改修整備事業債で限度額150万円の追加をお願いするものでございます。起債の方法、

利率、償還方法につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、次のページをご覧ください。5件の変更になります。

起債の目的の上段から災害用設備整備事業債で補正前22万円を補正後100万円に、防災行政無線整備事業債で補正前950万円を補正後90万円に、社会資本整備総合交付金事業債で補正前7,350万円を補正後5,780万円に、緊急自然災害防止対策事業債（道路防災）で補正前2億6,000万円を補正後2億2,380万円に、再編小学校等建設事業債で補正前13億7,900万円を補正後13億2,170万円に、起債残高抑制や歳出額の減額に合わせ、それぞれ限度額の変更をお願いするものでございます。いずれも限度額の変更のみで、起債の方法、利率、償還方法の変更はございません。

続いて、次のページをご覧ください。4件の廃止でございます。

起債の目的の上段から臨時財政対策債で8,000万円、庁舎設備整備事業債で1,010万円、電気自動車導入事業債で190万円、消防設備整備事業債で210万円を予定しておりましたが、起債残高抑制や国の起債対象事業の要件変更などにより廃止を行うものとなります。

以上でございます。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第16号の説明を歳入・歳出全般並びに議案書の68ページ、第2表 繰越明許費補正、69ページ、第3表 地方債補正も併せてお願いします。

斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（稲浦 満） 歳出から説明させていただきます。

斎宮跡保存事業特別会計7ページ、8ページ、サムネイルは9、10をご覧ください。

1款・総務費、1項・総務管理費、4目・歴史的風致維持向上計画推進費で188万5,000円の増額補正をお願いしております。12節・委託料は、国の補正予算に伴う令和6年度の歴まち事業の前倒しとして、竹神社前ポケットパークの測量設計業務委託310万円の増額をお願いするものです。13節・使用料及び賃

借料は、工事前に行う発掘調査に使用する重機借上げでございまして、121万5,000円の減額は実績によるものでございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

5 ページ、6 ページ、サムネイルは7、8をご覧ください。

1 款・国庫支出金、1 項・国庫補助金、3 目・歴史的風致維持向上計画補助金、1 節・歴史的風致維持向上計画補助金で、社会資本整備総合交付金88万5,000円の増額をお願いしております。

7 款・町債、1 項・町債、1 目・土木債、1 節・都市再生整備計画事業債で社会資本整備総合交付金事業債100万円の増額をお願いしております。これらは、歳出でご説明をさせていただきました国の補正予算に伴う前倒し事業によるものでございます。

続きまして、議案書の68ページ、サムネイル69をお願いいたします。

1 款・総務費、1 項・総務管理費の歴史的風致維持向上計画推進事業で3,446万円の繰越しをお願いしております。こちらは、歳出でご説明させていただきました国の補正予算に伴う前倒し事業と教育厚生常任委員会及び全員協議会でご説明させていただきました東加座広場整備の工事費につきまして、史跡内ということで発掘調査や調整などに日数を要したことによる工期延長のため、次年度へ繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、議案書の次のページ、第3表 地方債補正でございます。起債の目的は社会資本整備総合交付金事業、限度額は補正前が2,500万円、補正後が2,600万円で、こちらも国の補正予算に伴う前倒しの予算措置の関連での変更で、利率、償還方法につきましては、補正前、補正後とも記載のとおりで変更ございません。

以上です。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第17号の説明を歳入・歳出全般で願います。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） まず、歳出から説明させていただきます。

予算に関する説明書、国民健康保険特別会計の9ページ、10ページ、サムネイル11、12をお願いいたします。

1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費に406万2,000円の減額補正をお願いしております。内訳といたしまして、一般管理費で406万2,000円の減額で、1 節・報酬で会計年度任用職員の報酬145万8,000円の減額、3 節・職員手当等で期末手当29万2,000円の減額、4 節・共済費で社会保険料26万円の減額、8 節・旅費で費用弁償2万1,000円の減額をそれぞれ計上しております。こちらは当初、マイナンバーカードと保険証のひもづけサポートのための会計年度任用職員1名分の人件費を見込んでおりましたが、戸籍住民系のマイナンバーカード交付事業のほうで一括して対応することとしたために減額するものでございます。

次に、12節・委託料で203万1,000円の減額を計上しています。これは、国民健康保険システム更新委託料におきまして、実績による38万1,000円の減額と国保連合会委託料の不要となった分で165万円の減額になります。

2 項・徴税費、1 目・賦課徴収費では、92万6,000円の財源振替です。理由につきましては、この後の歳入のほうでご説明いたします。

2 款・保険給付費、2 項・高額療養費、1 目・一般被保険者高療養費に900万円の追加補正をお願いしております。内訳といたしましては、18節・負担金補助及び交付金で、900万円の増額を計上しております。高額療養費が増加しており、不足が見込まれるため、増額をお願いしております。

4 項・出産育児諸費、1 目・出産育児一時金で350万円の減額補正をお願いしております。内訳といたしましては、18節・負担金補助及び交付金で350万円の減額を計上しております。出産育児一時金の実績見込み額に基づき減額するものでございます。

8 款・諸支出金、1 項・償還金及び還付加算金、1 目・一般被保険者保険税還付金で160万円の減額補正をお願いしております。内訳といたしましては、

22節・償還金利子及び割引料で160万円の減額を計上しております。過年度保険税還付金を実績見込みに基づき減額するものでございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。サムネイル13、14でございます。

5目・保険給付金費等交付金償還金に3,090万4,000円の追加補正をお願いしております。内訳としましては、22節・償還金利子及び割引料で3,090万4,000円の増額を計上しております。これは、過年度分の国・県から交付された保険給付費や保険者努力支援等の交付金の精算に伴う返還金でございます。

6目・退職被保険者等交付金返還金に20万3,000円の追加補正をお願いしております。内訳としましては、22節・償還金利子及び割引料で20万3,000円の増額を計上しております。これは、令和4年度の退職被保険者等に係る県への納付金の精算に伴う追加分でございます。

2項・繰出金、1目・一般会計繰出金に210万8,000円の追加補正をお願いしております。内訳といたしましては、27節・繰出金で210万8,000円の増額を計上しております。こちらは、令和4年度事務費繰入金の精算による不用額に係る分を一般会計に戻すものでございます。

では、次に、歳入の説明に移らせていただきます。

5ページ、6ページ、サムネイルは7、8をお願いいたします。

4款・国庫支出金、1項・国庫負担金、1目・未就学児均等割保険料負担金、1節・未就学児均等割保険料負担金に国庫負担分40万円の減額を計上しております。こちらは当初、国保特別会計で予算化していた分につきまして、県の指示により一般会計で予算化して繰入れを行うべきものであることから全額減額として計上し、一般会計より繰り入れるよう改めます。

2項・国庫補助金、1目・社会保障・税番号制度システム整備費等補助金、1節・社会保障・税番号制度システム整備費等補助金で202万6,000円の減額を計上しております。当初、マイナンバーカードと保険証のひもづけのサポートを行う会計年度任用職員の人件費について計上をしておりましたが、戸籍住民係の個人番号カード交付事業費のほうで一括してサポート対応を行うこととし

たための減額でございます。

5 款・県支出金、1 項・県負担金、1 目・未就学児均等割保険料負担金、1 節・未就学児均等割保険料負担金で20万円の減額を計上しております。こちらにつきましても、一般会計繰入金で計上すべきものであったため、全額減額とさせていただき、一般会計より繰入れをさせていただきたいと思います。

2 項・県補助金、1 目・保険給付費等交付金に92万6,000円の減額を計上しております。内訳といたしまして、2 節・特別交付金の特別調整交付金分で、92万6,000円の減額です。先ほどの歳出での財源振替での理由となります。これは、産前産後国保税法改正対応のシステム改修費で、当初は特別調整交付金対応として計上させていただいておりましたが、標準システム導入済みの市町は対象外との通知がございまして、こちらについても減額をお願いし、一般会計より事務費として繰入れを行うよう改めさせていただきたいと思います。

6 款・繰入金、1 項・他会計繰入金、1 目・一般会計繰入金といたしまして474万4,000円の減額補正をお願いしております。内訳といたしまして、低所得者の保険税減税額などに応じた公費補填となる保険基盤安定負担金の額が確定したことから、そのうち1 節・保険税軽減分で602万8,000円の減額、そして、2 節・保険者支援分で281万4,000円の減額を計上しております。

3 節・出産育児一時金等繰入金で233万3,000円の減額を計上しております。これは、歳出のほうで、実績見込みにより減額した出産育児一時金350万円に対する町負担分3分の2に相当する額を減額するものです。

4 節・財政安定化支援事業繰入金で、609万4,000円の増額を計上しております。これは、保険税軽減世帯・高齢者の割合に応じた公費補填としまして、財政安定化支援事業負担金の額決定により増額をお願いするものでございます。

5 節・事務費繰入金では、111万円の減額を計上しております。総務費見直しによる減額補正と産前産後国保税法改正に伴うシステム改修費について、特別調整交付金を単費とする分の差引きで、結果といたしまして111万円の減額をお願いしております。

6 節・未就学児均等割保険料負担金繰入金で134万7,000円の増額をお願いしております。軽減分の公費の補填分について増額計上しております。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

7 節・産前産後保険料負担金繰入金で、10万円の増額を計上しております。こちらも、軽減分の補填分として増額計上しております。

7 款・繰越金、1 項・繰越金、1 目・繰越金、1 節・繰越金に4,134万9,000円の増額を計上しております。こちらは、前年度繰越金でございます。

以上でございます。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第18号の説明を歳入・歳出全般でお願いいたします。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） それでは、予算に関する説明書9ページ、10ページ、サムネイル11、12をご覧ください。

1 款・総務費、3 項・介護認定審査費、1 目・介護認定審査会費、12節・委託料に3万7,000円を計上しております。これは、松阪市に委託している介護認定審査事務委託料について、審査会事務局の体制変更による一般事務費分の負担金増加によるものです。

2 款・保険給付費、1 項・介護サービス等諸費、1 目・居宅介護サービス給付費についての財源振替は、歳入の介護給付費交付金等の減額補正に伴う財源振替でございます。

3 目・地域密着型介護サービス給付費、18節・負担金補助及び交付金に1,500万円の減額を計上しております。これは地域密着型介護サービス給付費に係るもので、実績見込額に基づき減額補正をお願いするものです。

5 目・施設介護サービス給付費、18節・負担金補助及び交付金に1,200万円を計上しております。これは施設介護サービス給付費に係るもので、実績見込額に基づき追加補正をお願いするものです。

3 款・地域支援事業費、1 項・介護予防・生活支援サービス事業費、1 目・

介護予防・生活支援サービス事業費、18節・負担金補助及び交付金に400万円を計上しております。これは要支援1、2の方のサービス事業費で、実績見込みに基づき追加補正をお願いするものです。

3項・包括的支援事業・任意事業費、2目・権利擁護事業費に54万円の減額を計上しております。1節・報酬の45万9,000円の減額及び3節・職員手当等の8万1,000円の減額は、産前産後休暇に伴う代替職員としての会計年度任用職員につきまして、実績見込みに基づき減額をするものです。

続きまして、5ページ、6ページ、サムネイルは7、8をご覧ください。

2款・国庫支出金、1項・国庫負担金、1目・介護給付費国庫負担金、1節・介護給付費国庫負担金に1,198万4,000円の減額を計上しています。これは介護給付費国庫負担金に係る分で、交付決定額に基づき減額するものでございます。

2項・国庫補助金、1目・調整交付金、1節・現年度分調整交付金に1,087万6,000円を計上しております。これは現年度分調整交付金に係る分で、見込額に基づき増額するものでございます。

2目・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節・現年度分で80万円、2節・調整交付金で20万円の増額を計上しています。これは歳出の介護予防・生活支援サービス事業費の増額による交付金の増額分です。

3目・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1節・現年度分に20万8,000円の減額を計上しております。これは歳出で説明しました会計年度任用職員報酬の減額に伴う国庫補助金の減額分です。

3款・支払基金交付金、1項・支払基金交付金、1目・介護給付費交付金、1節・介護給付費交付金に2,698万7,000円の減額を計上しています。これは、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費に対する交付金で、確定見込みに基づき計上するものでございます。

2目・地域支援事業支援交付金、1節・現年度分に108万円の増額を計上しています。これは、歳出の介護予防・生活支援サービス事業費の増額による交

付金の増額分です。

4 款・県支出金、1 項・県負担金、1 目・介護給付費県負担金、1 節・介護給付費県負担金に2,822万6,000円の減額を計上しています。これは介護給付費県負担金に係る分で、交付決定額に基づき減額するものでございます。

2 項・県補助金、1 目・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1 節・現年度分に50万円の増額を計上しています。これは、歳出の介護予防・生活支援サービス事業費の増額による交付金の増額分です。

2 目・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1 節・現年度分に10万4,000円の減額を計上しています。これは、歳出で説明しました会計年度任用職員報酬の減額に伴う県補助金の減額分です。

続いて、7 ページ、8 ページをご覧ください。

6 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金、1 目・介護給付費繰入金、1 節・現年度分に37万5,000円の減額を計上しております。これは、歳出の介護給付費を減額補正したことによるものでございます。

2 目・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1 節・現年度分に50万円の増額を計上しています。これは、歳出の介護予防・生活支援サービス事業費の増額による繰入金の増額分です。

3 目・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1 節・現年度分に10万4,000円の減額を計上しています。これは、歳出で説明しました会計年度任用職員報酬の減額に伴う繰入金の減額分です。

4 目・事務費繰入金、1 節・事務費繰入金に3万7,000円を計上しております。これは、歳出にあります総務費の補正に係る分を一般会計から繰り入れるものでございます。

5 目・低所得者保険料軽減繰入金、1 節・現年度分に37万5,000円の減額を計上しております。これは低所得者保険料軽減分に係る分を一般会計から繰り入れるもので、交付決定に伴う減額です。

7 款・繰越金、1 項・繰越金、1 目・繰越金、1 節・繰越金に5,486万7,000

円を計上しています。こちらは、前年度繰越金でございます。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第19号の説明を歳入・歳出全般でお願いします。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） それでは、歳出から説明をさせていただきます。

7 ページ、8 ページ、サムネイル 9、10をご覧ください。

1 款・総務費、1 項・徴収費、1 目・徴収費で36万3,000円の減額補正をお願いしております。内訳といたしましては、12節・委託料の電算委託料で36万3,000円の減額を計上しております。実績による減額です。

2 款・後期高齢者医療広域連合納付金、1 項・後期高齢者医療広域連合納付金、1 目・後期高齢者医療広域連合納付金に232万8,000円の減額補正をお願いしております。内訳といたしましては、18節・負担金補助及び交付金で232万8,000円の減額を計上しております。こちらは、後期高齢者医療広域連合に納付する各負担金の確定に伴うもので、一般管理事務費負担金といたしまして167万3,000円の減額、健康診査事業費負担金といたしまして31万3,000円の減額、健康診査事業事務費負担金といたしまして34万2,000円の減額を計上しております。

4 款・諸支出金、2 項・繰出金、1 目・繰出金に 5 万8,000円の追加補正をお願いしております。内訳といたしましては、27節・繰出金で 5 万8,000円を計上しております。こちらは、令和 4 年度の事務費の精算に伴う返還金を一般会計へ戻すものがございます。

それでは、次に、歳入の説明に移らせていただきたいと思います。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

3 款・一般会計繰入金、1 項・一般会計繰入金、1 目・事務費繰入金、1 節・事務費繰入金に269万1,000円の減額を計上しております。こちらは、一般会計から繰り入れる徴収費に係るものと後期高齢者医療広域連合納付金に係る

もので、歳出のところで説明いたしました減額分に伴い減額するものでございます。

4款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金に5万8,000円を計上しております。こちらは、前年度繰越金でございます。

以上です。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第20号の説明を収入・支出全般で願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（肥留間 誠） それでは、明和町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

予算に関する説明書の1ページ、2ページ、サムネイルは3、4をご覧ください。

2款・下水道事業費用、1項・営業費用、1目・管渠費、34節・動力費で8万円を減額しています。公共下水道宮川処理区の中継ポンプ電気料の実績に伴う減額補正でございます。

次に、3目・処理場費、34節・動力費で782万円を減額しています。処理場の電気料の実績に伴う減額補正でございます。

次に、2項・営業外費用、1目・支払利息及び企業債取扱諸費で100万1,000円を増額計上しております。公共下水道事業に係る起債の借換えにおける利息の率改定による増額補正をお願いしております。

続いて、5、6ページ、サムネイル7、8をご覧ください。

4款・資本的支出、1項・建設改良費、5目・流域下水道負担金、1節・流域下水道負担金で4,129万9,000円を減額しています。宮川流域下水道事業負担金の負担率が令和5年度の下水道計画区域の見直しにより減少したことによる減額補正でございます。

次に、収入を説明いたします。

3、4ページ、サムネイル5、6をご覧ください。

3 款・資本的収入、1 項・企業債、1 目・企業債、1 節・建設改良等企業債で4,110万円を減額しています。流域下水道負担金の減額に伴う下水道事業借入額の減額補正でございます。

なお、下水道事業費用にかかる収入につきましては、資料の7ページ、サムネイル9、補正予定キャッシュ・フローのⅠ、業務活動によるキャッシュ・フローのとおり、当年度純利益見込額等を変更することで対応させていただきます。

最後に、議案書80ページ、サムネイル81をご覧ください。

議案書第5条企業債でございます。予算第5条に定める企業債の限度額を次のとおり補正するということで、先ほど説明しました収入の建設改良事業企業債の借入額変更に伴う限度額を当初の3億1,500万円から限度額2億7,390万円に減額するものでございます。企業債の借入れ方法、利率等に関しては、補正前と同じということになります。

以上でございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 大変申し訳ございません。時間を押しているのに、説明漏れが2件ございました。説明させてください。

一般会計の補正予算の歳出でございます。ページが15ページ、16ページでございます。

こちら、11目・財政管理費のほうで委託料80万円の減額をお願いしております。こちら公会計財務書類作成委託料で、入札差金によるものでございます。

続きまして、歳入のほうも1件漏れていました。申し訳ございません。

11ページ、12ページでございます。

21款・諸収入、雑入で、市町村振興協会市町交付金が50万円の増額をさせていただきます。こちら、収入見込みによる増額でございます。

この2点、説明漏れでございました。申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（奥山 幸洋） 以上で、一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

本日の予定は説明までですので、質疑、討論、採決は、3月8日に行うことにします。

◎散会の宣告

○議長（奥山 幸洋） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 0 時 26分）
